

元蕨町会会則

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は戸田市元蕨町会と称す。

(事務所所在地)

第 2 条 本会の事務所を元蕨会館内に置く。但し理事会の決議によって変えることが出来る。

(会 員)

第 3 条 本会は上戸田旧元蕨町内に居住する者及び事業を営む者をもって組織する。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は町会内居住者の健全なる発展と相互の親睦及び連絡協調をはかり会員の福祉増進に寄与することをもって目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
会員の親睦発展向上をはかるため本会が必要と認めた事業。

(職務分掌)

第 6 条 本会の事業を推進させるため下の部を置き次のように業務を分掌する。

1. 総 務 部 会の庶務企画に関すること
2. 防犯防火交通部 防犯防火交通に関すること
3. 保 健 衛 生 部 保健衛生及び環境衛生に関すること
4. 交 流 部 会員の親睦交流に関すること
5. 会 館 運 営 部 会館運営に関すること

第三章 役 員

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	副 会 長	若干名
部 長	各部1名	副 部 長	若干名
理 事	若干名	班 長	各班1名
会 計	若干名	会 計 監 査	2名

(役員選出)

第 8 条 1. 役員は総会において会員のうちから選出する。
2. 会計監査は他の役員を兼ねることが出来ない。

(役員任期)

- 第 9 条 1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 任期満了の後も後任者の選出されるまでその職務を行う。
4. 各班長の選出は各班内より会員(班員)が選出しその任期は毎年4月1日より翌年3月31日までとし留任再任を妨げない。

(会長任期)

第 9 条の2

会長は連続して3任期(任期における在任期間が2年に満たない場合は、1任期としない)を超えてはならない。

(役員職務)

- 第 10 条 1. 会長は本会を代表し会務をつかさどる。
但し会長は会務を遂行するに必要な場合は事務職員を置くことが出来る。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
3. 部長は各部の業務を分掌しその運営にあたる。
4. 副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代行する。
5. 会計監査は随時に会計事務を監査しその結果を総会に報告する。
6. 会計は会長の命を受け会計事務を処理する。

(相談役)

- 第 11 条 1. 本会は第7条に定める役員ほかに相談役を若干名置くことが出来る。
2. 相談役は総会にはかり会長が委嘱する。
3. 相談役は会長の諮問に答えるほか会議に出席して意見を述べることができる。但し議決には加われない。

第四章 会 議

(会 議)

- 第 12 条 本会の会議は総会及び理事会とする。

(総 会)

- 第 13 条 1. 総会は通常及び随時総会とする。
2. 通常総会は毎事業年度終了後1ヶ月内に、随時総会は会員の3分の1以上の者から要請のあった場合もしくは理事会が必要と認めた時各々第18条の第1号の規定を経て会長これを招集する。
3. 総会は第7条の規定による役員を以て構成する。
4. 総会は前項の者の過半数の出席者を以て成立する。
5. やむを得ない理由のため、総会に出席できない役員は、書面または代理人によって票決することができる。この場合、総会に出席したものとみなす。

(総会の議長)

第 14 条 総会の議長は各総会毎に出席者の中から選出する。但し会長をこれにあてることができる。

第 15 条 総会の議事は出席者の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第 16 条 総会には下の事項を決議する。

1. 毎事業年度の計画
2. 収支予算の設定及び変更
3. 会則の設定及び変更
4. その他理事会で必要と認めた事項

(理事会)

第 17 条 1. 理事会は理事並びに会長副会長をもって組織する。
2. 理事会の議長は会の中より選出する。
3. 理事会は毎月1回開催する。但し理事の3分の1以上の要請のあった時及び会長必要と認めた場合はいつでも理事会を開催することが出来る。

(理事会の議決事項)

第 18 条 理事会は次の事項を討議する。
1. 総会に提出する議案並びに開催に関すること。
2. 事業計画、運営に関すること。

第五章 年 度・会 費

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は1年とし毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(運営費)

第 20 条 本会の運営費は次のものをもってあてる。

1. 会 費 1世帯月額 200円
2. その他の収入
3. 会費は班毎にまとめ担当理事に毎月10日迄に納入する事。理事は直ちに会計に納入する。

附 則

1. 元蕨会館運営に関しては、別に定める。
2. 本会に特に功労のあった者に対しては、理事会の推薦により感謝状又は、表彰状を贈呈し、必要に応じて、記念品を添えるものとする。

3. 本会の役員で事業計画運営に著しく支障を来たす行為ある場合は、理事会において過半数以上の同意があれば役員を除名することができる。
4. 本会員中に下の事項に該当する場合には見舞金及び香花料を贈る。

慶 弔 費

1. 火災及びその他理事が認めた場合
2. 世帯主及びその同居する家族死亡の場合 5,000円

昭和53年4月29日より実施する。

昭和62年5月11日改定

平成18年5月6日改定

平成21年4月25日改定